

船舶事故調査報告書

平成29年4月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年11月20日 14時00分ごろ
発生場所	福岡県福岡市博多港第3区 博多港西公園下防波堤灯台から真方位272°1,100m付近 (概位 北緯33°36.4′ 東経 130°22.0′)
事故の概要	プレジャーボートユニティは、北東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年11月21日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ユニティ、8.5トン
船舶番号、船舶所有者等	235-31617福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	推進器及び舵に曲損、船底部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 約6m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、ヨットレースの観覧を終え、福岡市鶴来島西方海域を出発し、‘博多港の東防波堤西方沖の釣り場’（以下「本件釣り場」という。）に向かった。</p> <p>本船は、船長がフライングブリッジの椅子に腰を掛けて操船に当たり、本件釣り場に向け、約18ノットの対地速力で手動操舵により北東進中、鶴来島から北方に拡張する浅所に乗り揚げ、乗り切った。</p> <p>船長は、鶴来島から南方に拡張する浅所の存在は知っていたが、同島から北方に拡張する浅所の存在は知らなかった。</p> <p>船長は、ふだん、本件釣り場に向かう場合、定係地を出航し、のり養殖施設の北側を北東進する針路としていたが、本事故当時、ヨットレースの観覧のため、同施設の南側を通過した後、本件釣り場に向かった。</p> <p>鶴来島北方沖には、博多港鶴来島北灯浮標が敷設され、右舷標識（水源に向かって、航路又は可航水域の右側の端を示す。）が表示されていたが、船長は、同灯浮標を視認していなかった。</p>
分析	本船は、船長が、鶴来島から北方に拡張する浅所の存在を知らなかったことから、同浅所域を航行したものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、鶴来島から北方に拡張する浅所の存在を知らなかったため、同浅所域を航行し、本船が同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 航行予定海域は、事前に水路調査を十分に行うこと。